

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 61 年 2 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 1 月まで

私は、昭和 58 年頃、勤務先を退職し、次の会社に再就職するまでの間、家業の手伝いをしており、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた（申立期間①）。

また、私は、昭和 63 年頃、現在勤務している会社に入社するまで、前回と同様に家業の手伝いをしており、その間も父親が国民年金保険料を納付してくれていた（申立期間②）。

記録では、いずれの期間も保険料の納付記録は無く、納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 1 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、翌年度以降に過年度納付することも可能であった。

また、申立期間②は 5 か月と短期間である上、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、当該期間を含め、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に達するまで保険料を全て納付しており、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる上、A 市の国民年金被保険者台帳において、申立人は、63 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の父親が、申立人の加入手続を行いながら、当該期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金加入手続時点（平成元年1月頃）は、昭和58年頃に国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない上、上記のとおり、A市の国民年金被保険者台帳において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は63年9月1日と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の父親は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月から平成元年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 5 月に会社を退職後、A 市役所に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、納付書が送られてきたので、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 63 年 1 月又は同年 2 月頃に払い出されており、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立人が所持する年金手帳において、国民年金の被保険者資格取得日は 62 年 6 月 21 日と記載されていることから、A 市は申立人に対し現年度納付書を発行したものとみられ、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立期間は 10 か月と短期間である上、申立人が転居した B 市においても国民年金の加入手続を行い、継続して国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人が加入手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から48年3月まで

私の父親は、家業を営み経理も担当していたが、20歳になれば国民年金に加入する義務があるとして、私の国民年金の加入手続を行い、家族全員の国民年金保険料を納付してくれていた。父親は大変^{きちょうめん}几帳面な性格で、私と同様に家業の専従者となっていた次姉は20歳から保険料を納付済みであり、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に達するまで保険料を全て納付しており、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人と同様にその父親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の長兄は、国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格記録から、昭和41年2月頃に加入手続が行われたものと推認されるところ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、40年4月から41年3月までの保険料を同年4月に一括して現年度納付していることが確認できることから、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、申立人についても、加入手続時点で現年度納付が可能であった47年4月から

48年3月までの保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年2月から47年3月までについて、申立人の国民年金加入手続時点（48年2月頃）からみて、一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、一部の保険料は過年度納付可能であったものの、特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない上、申立人の長兄も、加入手続時点（41年2月頃）で過年度納付が可能であった期間の保険料を納付したとする記録は見当たらない。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の父親及び申立人が申立期間のうち、昭和45年2月から47年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月

口座振替に切り替えるまでは、自宅に集金人が来てくれており、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。集金人から「未納期間があれば、未納分から納付しないといけない。」と聞いており、申立期間も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、特殊台帳及びオンライン記録において、申立人は、申立期間前の昭和 49 年 4 月から 62 年 4 月までの期間（157 か月）及び申立期間後の同年 6 月から平成 11 年 2 月までの期間（141 か月）について、申立人の妻と共に国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後において住所の変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったと供述している上、A 市では、当該時期において、集金人制度により国民年金保険料を 1 か月単位で収納していた時期であると回答しており、申立内容とも符合することから、申立人の納付意欲の高さを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を57年4月から同年9月までは10万4,000円、同年10月から58年9月までは17万円、同年10月から59年3月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月1日から59年4月1日まで

私は、C社でD職として勤務する傍ら、昭和44年7月1日から平成11年10月31日までの間、A社でE職として継続して勤務し、当該期間は厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、57年4月1日から59年4月1日までの間の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社F支社が作成した申立人に係る厚生年金被保険者期間証明書、厚生年金保険料徴収台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和57年4月1日に同社G支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険料徴収台帳から、昭和57年4月から同年9月までは10万4,000円、同年10月から58年9月までは17万円、同年10月から59年3月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成3年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年1月1日まで

私は、昭和58年4月1日にA社に入社し、平成13年9月30日まで継続して勤務していたが、本社に在籍し、海外で勤務していた2年10月1日から3年1月1日までの3か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった従業員名簿、同社からの申立人に係る厚生年金保険料控除についての回答、申立人に係る健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社に継続して勤務し（平成3年1月1日に同社本社から同社事業本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金基金加入台帳によると、申立人は平成3年1月1日にA社において同基金の加入者資格を喪失し、同日に同社事業本部において同資格を取得していることが確認できる上、健康保険組合は、「申立期間当時は、厚生年金保険、健康保険組合及び厚生年金基金の加入資格の得喪届出用紙は複写式を使用していたことから、厚生年金保険の記録のみ一致しないのは考えにくい。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成3年1月1日にA社

における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金加入員台帳の平成2年10月の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和54年1月1日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月31日から54年1月1日まで

私は、昭和53年12月31日まで、A社（現在は、B社）C支店に勤務した。厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、本来54年1月1日となるべきところ53年12月31日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社から提出された人事カード並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和53年12月31日となっているが、企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会（回答）によると、申立人の資格喪失日は、いずれも54年1月1日であることが確認できる上、B社は、「申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金への届出は、複写式で一体のものだった。」と回答していることから、厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和54年1月1日にA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金基金の記録及び申立人のA社C支店に係る昭和53年11月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月16日は39万円、同年12月15日は42万円、16年7月15日は39万円、同年12月15日は42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日

私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①から④までに係る賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳（写し）により、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①は39万円、申立期間②は42万円、申立期間③は39万円、申立期間④は42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立てどおりの届出を行い、保険料も納付している。」としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの賞与支給額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和44年7月1日から同年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年7月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間①のうち、昭和44年6月29日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日及びA社における資格取得日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年4月を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月29日から同年9月1日まで

② 昭和 45 年 2 月 8 日から同年 3 月 1 日まで

③ 昭和 45 年 4 月 30 日から同年 5 月 3 日まで

私は昭和 44 年 3 月 15 日に B 社に入社以来、退職する平成 2 年 4 月 26 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、新店舗出店に伴う転勤時に年金記録の空白期間がある。唯一の資料である私の日記を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人から提出された日記及び複数の元同僚の証言等から判断すると、申立人は当該期間に A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人は、昭和 44 年 6 月 30 日に B 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に A 社で同資格を取得していることが確認でき、当該期間の被保険者記録は確認できないが、A 社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の資格取得日の記載は不明確であり、「44・9・1」とも「44・7・1」とも読みとれるところ、申立人の申立てに係る事業所である B 社及び A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の変遷、同社の元従業員の証言、及び C 事務センターが保管する同時期の別の事業所に係る被保険者名簿に記載されている類似する筆跡から判断すると、当該被保険者名簿に記載されている資格取得日は「44. 7. 1」であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 44 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記載から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち昭和 44 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間、申立期間②及び③について、上記の日記、及び複数の元同僚の証言等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（B 社から A 社、同社から B 社、同社から A 社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

3 申立期間①のうち、昭和 44 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る異動日については、上記の日記によると、申立人は、当該期間において異動先の A 社で勤務していたことが認められるものの、B 社の事務担当者は、「同社の給料計算は、月の末日締め、末日払いの月給制で、保険料は当月控除だった。申立人は、同社の給料の締め日である月の末日に資格を喪失しているため、同社において給料計算していると思われ、資格喪失月も保険料は

控除していると思う。」と証言している上、前述のとおり、異動先であるA社は、同年7月1日に申立人の資格取得の届出を行ったことが認められることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間②の異動日について、申立人は、当該期間において異動先のB社で勤務していたことが認められるものの、上記の日記によれば、「昭和45年3月31日 Dに帰ってから初めての給料日」との記載があり、同年2月の給料はA社において支給されたものと考えられる上、申立人は異動先であるB社において、同年3月1日に資格を取得していることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 5 申立期間③の異動日について、申立人は、当該期間において異動先のA社で勤務していたことが認められるものの、前述のとおり、B社の事務担当者は、「同社の給料計算は、月の末日締め、末日払いの月給制で、保険料は当月控除だった。申立人は、同社の給料の締め日である月の末日に資格を喪失しているので、同社において給料計算していると思われ、資格喪失月も保険料は控除していると思う。」と証言していることから、昭和45年5月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるB社の資格喪失日が雇用保

険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したことは考え難いことから、事業主が昭和45年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準報酬月額記録については、昭和37年9月は2万2,000円、41年4月から同年9月までは3万6,000円、42年2月及び同年3月は3万9,000円、同年4月から同年6月までは4万2,000円、43年3月から同年9月までは4万8,000円、45年8月から同年12月までは6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和41年4月1日から同年10月1日まで
③ 昭和42年2月1日から同年7月1日まで
④ 昭和43年3月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和45年8月1日から46年1月1日まで

私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑤までについて、給料表及び給料明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が異なる。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準報酬月額については、

申立人から提出のあった給料表及び給料明細書により確認できる厚生年金保険料額から、昭和37年9月は2万2,000円、41年4月から同年9月までは3万6,000円、42年2月及び同年3月は3万9,000円、同年4月から同年6月までは4万2,000円、43年3月から同年9月までは4万8,000円、45年8月から同年12月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「不明である。」と回答しているが、給料表及び給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料表及び給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで

私は、平成4年7月に会社を退職して、A市役所B支所で年金の切替手続を行ったところ、職員から、「失業保険の受給後でなければ第3号被保険者になれない。」と説明を受けたので、失業保険受給完了後に同支所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳では、国民年金の加入日は同年8月1日と記載されており、同支所で、第3号被保険者になるまでの11か月間の国民年金保険料を納付書により納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年7月に会社を退職し、雇用保険の受給後にA市役所支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により同市支所で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年10月に払い出されており、前後の被保険者の資格記録により、申立人は、同年8月頃に加入手続を行ったものと推認されることから、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において申立期間に係る過年度納付記録は見当たらない。

また、A市では、同市支所において現年度保険料は収納していたものの、国庫金である過年度保険料は納付できなかったとしており、申立人が、申立期間の国民年金保険料を市役所支所で納付したとする申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、平成5年7月に国民年金の第3号被保険者資格を取得しており、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年10月27日に現年度

納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年3月までの期間及び58年4月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から52年3月まで
② 昭和58年4月から60年6月まで

私は、昭和53年12月に結婚するまで両親と同居し、家業を手伝っていた。20歳のときに自宅を訪れた国民年金保険料の集金人から、「国民年金は25年間加入すれば、年金として受給できる。」と教えられ、A市役所で加入手続を行い、申立期間①の保険料を金融機関で納付していた。

また、結婚後の申立期間②について、昭和61年頃に住宅購入について相談した金融機関の行員から、「2年間の未納期間の保険料は納付できる。」と知らされ、約20万円の保険料額を分割して納付したことを記憶している。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月頃に自身で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付し、また、61年頃、それまで未納であった申立期間②の保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年5月から同年7月までの間に払い出されたものと確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、当該期間のうち、50年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月以降の保険料は過年度納付することが可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間に係る過年度納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付した

との主張も無い。

なお、A市が国民年金被保険者ごとに作成している国民年金収滞納一覧表は、申立人について昭和52年度から作成されており、この時点まで、申立人は国民年金被保険者として管理されていなかったものと推認される上、同一覧表において、申立人は、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年9月2日に納付していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、特殊台帳において、当該期間直前の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年7月に、同年4月から58年3月までの保険料を59年7月に過年度納付（計7万6,140円）したことが確認できるものの、申立人が申立期間②の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない上、申立人は、60年7月から61年3月までの保険料を口座振替により納付していることがA市の国民年金収滞納一覧表により確認できるが、この時点において納付可能であった60年4月から同年6月までの保険料を現年度納付した記録も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで

昭和45年*月頃、私の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間については、母親が私と両親の国民年金保険料を自宅に来ていたA組合の婦人部の集金人に納付してくれていた。申立期間については、両親の保険料を滞りなく納付していて、私の分だけが未納であるとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の被保険者の記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年5月頃に行われたものと推認できることから、当該加入手続の時点において、申立期間の大部分は既に時効により保険料を納付することはできない上、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、B市は、集金人が国庫金である過年度保険料を収納することはなかったとしている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月

私は、平成16年夏頃、義母の年金請求手続のため、夫婦でA社会保険事務所(当時)に出向いた際、申立期間の国民年金保険料について夫婦共に未納であるとの説明を受けたので、妻が同事務所で夫婦二人分の保険料を納付したことを覚えているが、その際、領収書は受け取っていない。申立期間の保険料について、妻は納付済みであるのに、私の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年夏頃にA社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の基礎年金番号は平成9年2月12日に付番されていることが確認できるものの、申立人が国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、平成16年の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間に係る申立人の妻の保険料は7年12月11日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間、平成7年4月から8年3月までの期間及び13年4月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで
③ 平成13年4月から17年3月まで

私は、A県B市で初めて国民年金の手続を行った際、国民年金保険料の免除申請について教えてもらい、当時、収入が安定していなかったことから、毎年、免除手続を続けてきたが、申立ての3期間は保険料未納と記録されている。

私の年金記録については、申立期間①の直後の昭和59年4月から60年3月までの1年間について、当初、保険料の未納と記録されていたが、私が保管していた免除承認通知書により記録が訂正されており、行政の記録管理に不信感もある。申立期間①、②及び③について免除記録が無く、未納とされていることに納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、毎年、国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、C市の国民年金被保険者名簿において、昭和56年12月に、同市からD県に転出と記載され、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、その事実が確認できなかったことから、57年5月に不在決定進達者として記載されている上、申立人が所持する国民年金手帳において、E市における住所変更手続は59年7月23日と記載されていることから、申立人は、この頃に国民年金の再加入手続を行ったものと推認され、この時点では、制度上、申立期間①の免除申請を行うことができない。

また、申立期間②について、申立人が一緒に国民年金保険料の申請免除手続を行ったとするその妻も、前後の期間は申請免除となっているものの、当該期

間の保険料は未納と記録されている上、オンライン記録及びE市の国民年金被保険者名簿において、当該期間に保険料が免除されたことを示す記録は見当たらない。

さらに、申立期間③について、当該期間のうち、平成13年度については、申立人に係るE市の国民年金被保険者名簿に未納と記録されており、免除申請手続を行った形跡は見当たらず、オンライン記録において申立期間③に係る申請免除の記録は無く、申立人の妻も当該期間は未納とされている。

なお、申立人は、平成18年6月に免除申請を行っていることがオンライン記録で確認でき、社会保険庁（当時）告示の経過措置により、同年6月までの申請分に限り可能であった17年4月まで遡及して免除承認されている。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで

私は、平成8年*月*日に初めて国民年金の被保険者となり、郵送で年金手帳の交付を受け、申立期間の国民年金保険料については、父親が、毎月、両親の分と一緒に、集金人に納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年*月*日に国民年金の被保険者となり、申立期間の国民年金保険料については、申立人の父親が、毎月、両親の分と一緒に、集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の両親については、申立期間の国民年金保険料が毎月集金人に納付されていることが確認できるものの、申立人については、保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人の国民年金の加入手続に係る事務処理は、A市の国民年金被保険者名簿における前後の被保険者の記録から、平成8年2月22日に行われたものと推認され、同市は、集金人が国民年金保険料の集金を開始するのは、当該事務処理が行われた日の翌月以降であるとしている上、上記の申立人に係る国民年金収滞納一覧表における同年3月の欄には、申立期間について納付書を発行したため集金人による集金を不要とする記載が確認できる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年4月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年4月まで
② 昭和60年7月から同年9月まで

申立期間①及び②について、私は、それぞれ勤務していた会社を退職後、A社会保険事務所（当時）で国民年金の再加入手続を行い、同社会保険事務所で納付書を発行してもらい、国民年金保険料を納付したはずである。未納の督促を受けたことは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、それぞれ勤務していた会社を退職後、A社会保険事務所で国民年金の再加入手続を行い、同社会保険事務所で発行された納付書により、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人が所持している年金手帳には国民年金手帳記号番号は記載されていないことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間①及び②当時、国民年金の加入手続は被保険者の住所地の市町村で行うこととされており、当時における申立人の住所地のB市役所には、平成11年10月からの国民年金保険料の納付が確認できる申立人の国民年金被保険者名簿は保管されていたものの、当該申立期間の国民年金被保険者名簿は見当たらない上、当該申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格の得喪日

は、同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に国民年金の被保険者資格を取得したことに伴い、同年10月25日に追加入力されたものであることがオンライン記録により確認できることから、この時点まで、当該申立期間は国民年金に未加入の期間であり、当時、申立人は、当該申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月

私は、平成12年7月28日にA県内の会社を退職後、B市に戻った。

国民年金保険料については、送付されてきた納付書で納付した記憶があるが、年金の記録を確認すると、申立期間の保険料が納付されたこととなっていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書で納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、「被保険者でなくなった日 平成12年7月1日」、「被保険者となった日 平成12年8月1日」と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間となり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成12年8月の国民年金保険料を同年8月4日に、同年9月及び同年10月の保険料を同年9月19日に納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から39年3月までの期間及び同年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

私は、父親が経営する店舗で20歳に達した昭和36年当時から42年に結婚するまで勤務していた。当時は、集金人が自宅兼店舗に来ていたので、主に母親が国民年金保険料を納付してくれており、私が結婚するときに、「全部払ってある。」と言われたことを記憶している。

結婚後の保険料未納期間は納付していないが、結婚前は母親が間違いなく納付しているはずである。弟は、保険料未納期間が納付期間にあっせんされたので、私についても詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を自宅兼店舗に来ていた集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することは可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、当該期間に係る過年度納付及び現年度納付の記録は見当たらない上、申立人が所持する国民年金手帳に当該期間の保険料を納付したことを示す検認印は認められず、申立人の母親が集金人に保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和

39年度の欄に、昭和39年4月から同年6月までの国民年金保険料を41年9月13日付けで納付した領収書、昭和40年度及び41年度の欄に、婚姻後の昭和42年8月4日及び同年7月31日付けで納付した領収書が貼付されており、この納付記録は、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の記録と一致している上、上記の納付時点では、申立期間②は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年11月まで

私は、昭和43年12月に会社を退職し、その翌月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を同市役所で納付していた。子供が生まれた年と国民年金に加入した年が同じであったことを記憶している。申立期間について保険料の納付記録が無く、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に会社を退職後、その翌月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月から49年2月までの間に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する国民年金手帳及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人は48年12月26日に国民年金の被保険者資格を取得していることが記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年5月まで

私は、60歳から国民年金に任意加入して保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年*月*日に60歳となった後、国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、昭和57年9月から61年3月までについて、60歳から任意加入被保険者として国民年金に加入できる制度が施行されたのは同年4月であることから、申立人は、当該期間において、国民年金に任意加入することができず、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和61年4月及び同年5月について、オンライン記録によると、申立人は、同年6月13日に国民年金に任意加入し、被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年3月まで

私が20歳になった昭和38年*月頃、父親か母親が、A町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付してくれていたと記憶しているが、申立期間に係る保険料が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親のいずれかが、昭和38年*月頃、国民年金の加入手続を町役場で行い、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、国民年金の加入時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるものの、集金人に国庫金である申立期間の保険料を納付することはできない。

また、A町の国民年金被保険者名簿の「保険料納付記録」欄によると、申立期間の各月欄には2年の消滅時効完成により国民年金保険料が納付できなくなったことを示す「時効消滅」の押印が確認できる上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間は未納であることが確認できる。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 9 月まで

私は、昭和 62 年 6 月に会社を辞めてすぐに A 国に在住し、平成元年 11 月末の帰国後に未納期間の納付通知があったので、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付した記憶があるが、申立期間の保険料は未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 11 月末に A 国から帰国後、未納期間の納付通知があったので、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、時効とならず納付可能な昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの保険料を 3 年 1 月 31 日に一括して過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、国民年金の加入時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に係る B 市の国民年金台帳（資格記録・納付記録）によると申立期間は未納を表す空欄となっており、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年4月まで

私は、会社を退職した昭和60年2月頃、A社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を何回かに分割して同社会保険事務所で納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和60年2月頃、A社会保険事務所で国民年金の加入手続きを行い、同社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を分割して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の氏名により、B市で平成6年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の国民年金マスターチェックリストの「資格履歴」欄には、昭和60年2月21日である申立人の被保険者資格の新規取得届出日は、「平成5年12月15日」と記載されていることが確認できることから、この日に申立人は国民年金の加入手続きを行い、遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、国民年金の加入時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間当時、通常、国民年金保険料は社会保険事務所（当時）で納付することができない上、平成5年度から保管されている申立人に係るB市収納記録リストによると、申立人は、平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料を6年1月14日に一括して現年度納付していることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4539 (事案 2727 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②についてはA社B支店に、申立期間③から⑤までについては、同社C支店に勤務していた。申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間と比べて低くなっているが、同社では給与が下がることはなかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) A社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答していること、ii) A社は、「固定給が上がっても残業等の減少により、標準報酬月額を減額して届け出る場合もある。」と回答している上、申立人の健康保険整理番号の前後 10 人の被保険者の記録によると、申立人以外にも申立期間当時の従業員のうち、同社B支店では5人(6期間)、同社C支店では6人(9期間)が随時改定又は定時決定によって標準報酬月額が減額されている期間が確認できること、iii) A社B支店及び同社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が

行われている。

今回、申立人は、当委員会に対する文書を提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、当該文書からは申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる記載は見当たらない上、今回改めて、申立人の健康保険整理番号の前後で被保険者資格を取得した者をA社B支店においては23人、同社C支店においては17人について再調査を行ったが、申立人と同様に、同社B支店においては8人、同社C支店においては9人について随時改定又は定時決定により標準報酬月額が減額されている期間が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人から提出された新たな資料は、当初の決定を変更すべき新たな事情・情報とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 10 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで A 事業所（現在は、B 社）に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の業務を引き継いだ C 事業所から提出のあった申立人に係る履歴書により、申立人は、昭和 39 年 10 月 1 日に臨時雇用員として A 事業所に入職し、62 年 3 月 31 日に退職したことが確認できる。

しかしながら、C 事業所は、「保存期間超過のため賃金台帳は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、「昭和 38 年 9 月 7 日付け臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき、同年 10 月 1 日以降臨時雇用員の厚生年金保険への加入が制度化されたが、A 事業所では、同規程第 42 条第 1 号により、最初の 2 か月は厚生年金保険に加入させていなかったと推測される。」と回答している。

また、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同日（昭和 39 年 12 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員 30 人のうち、住所の判明した 28 人に照会し、15 人から回答を得たが、そのうちの 7 人が、「臨時雇用員として入職後、2 か月くらいの試用期間があった。」と供述している（当該 7 人のうち、2 人は試用期間において保険料の控除は無かったと供述し、残りの 5 人は不明と供述。）。

さらに、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 39 年 12 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 12 日から 42 年 3 月 12 日まで

私は、昭和 40 年 10 月 12 日に A 社に B 職として入社し、42 年 3 月 11 日に退職するまでの期間、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社で B 職として勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、昭和 49 年 12 月 3 日に解散し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の代表取締役は、「申立期間当時のことは分からない。当時の事務担当者も既に死亡しており、会社の書類も一切残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 10 月 1 日から申立期間終期の 42 年 3 月 12 日までの期間に同社において被保険者資格を有する元従業員 26 人のうち、所在が判明した 5 人に照会したところ、一人から回答があり、「私も申立期間当時は B 職をしていたが、申立人の氏名は記憶に無い。申立期間当時、従業員の中には、給料を全額欲しいため、本人の希望により厚生年金保険に加入しない者もいた。」と供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A 社には B 職だけでも 10 人程度在籍していた。」と供述しているところ、同社に係る被保険者原票を見ると、申立期間当時、B 職及び職種が確認できない者を含めても被保険者は 3 から 5 人で推移していることから、同社では、申立期間当時、B 職については、必ずしも

全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者原票を見ると、前述の元従業員 26 人の中に、申立人及び申立人がB職として記憶する元同僚二人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番はみられない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 6 日から 43 年 5 月 28 日まで
② 昭和 62 年 1 月 5 日から平成 2 年 7 月 21 日まで

私が、A社B工場に勤務していた昭和41年5月から43年4月までの間の標準報酬月額は、資格給の受給及び42年2月のC資格取得により昇格したことに伴う昇給があったにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録によると、給与支給額に比べて低額となっていることに納得できない。

また、D社に勤務していた昭和62年1月から平成2年6月までの間の標準報酬月額は、昭和62年4月にE資格を取得して以降、資格手当が支給されていたにもかかわらず、国の記録によると、給与支給額に比べて低額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「申立人に係る厚生年金保険に関する届出、保険料控除及び納付等については、当社B工場は既に閉鎖されている上、災害により社屋が倒壊したことから、関係資料を保存していないため不明であるが、申立人に係る標準報酬月額の決定に関しては、申立期間当時の定時決定等の推移から判断すると、国の記録どおりの届出及び当該記録に基づいた保険料の控除を行っていたと思われる。また、当社では、現在まで、C資格を含め業務に関する資格に係る手当等の支給は行っておらず、当該資格取得については、賃金支給に係る評価(昇給及び昇格)の対象にもしていない。」と回答している上、昭和41年4月及び同年5月に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人と同年齢の男性元従業員50人のうち、同年10月以降も同社同工場において被保険者資格が確認でき、所在が

判明した36人に照会したところ、回答のあった21人のうち一人は、「私も申立人と同様、C資格を取得したが、同資格取得に伴う資格手当等の支給は無かった。」と供述している。

また、A社は、「申立期間①当時、当社従業員の標準報酬月額の設定及び改定は、毎年8月又は10月に行っていた。」と回答しているところ、申立人の同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立期間①における申立人に係る標準報酬月額の決定及び改定が行われたのは、昭和41年10月（定時決定）、42年8月（随時改定）のみであり、申立人が主張する同年2月及び43年1月における標準報酬月額の改定記録は確認できない。

さらに、申立人のA社B工場に係る被保険者原票で確認できる申立期間①における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、昭和62年1月5日から同年12月1日までの期間について、D社は、「同年1月から同年12月までの期間（同社の厚生年金保険料控除は翌月控除）の申立人に係る賃金台帳及び給与明細書の控（以下「賃金台帳等」という。）等の関係資料については、既に廃棄済みであり保存していない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同日（昭和62年1月5日）にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同一業務であったと申立人が記憶する元同僚に係る被保険者原票によると、当該同僚の同年1月から同年11月までの期間における標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない上、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人のD社に係る被保険者原票によると、昭和62年1月の同社における被保険者資格取得時及び同年10月の定時決定時の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同年1月から同年11月までの申立人に係る標準報酬月額の改定が行われた記録は確認できない。

また、申立期間②のうち、昭和62年12月1日から平成2年7月21日までの期間について、申立人から提出のあった元年12月の給与明細書及びD社から提出のあった申立人に係る昭和63年1月から平成2年7月までの賃

金台帳等によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人に係る給与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 9 日から 34 年 6 月 28 日まで

私は、昭和 34 年 6 月 28 日に A 社を退職後、脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続をしたと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 10 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 46 年 6 月 7 日まで

私は、昭和 43 年 9 月から A 社の営業部に所属していた。時には製造も手伝っていた。同社 B 支店に転勤した後の 46 年 6 月 7 日からは厚生年金保険に加入しているが、申立期間の加入記録が無い。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が、「申立人は、申立期間頃、C社に所属しており、A社の仕事を手伝うことがあった。」、「申立人はB支店へ転勤した際に、C社からA社に転籍した。」と証言していることから、申立人は、申立期間頃において、A社ではなく、C社に在籍していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿によると、申立期間において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、複数の元同僚が申立期間当時に社会保険関係事務を担当していたとする元従業員は既に死亡しており、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

私は、A社からB社に出向していた。昭和49年6月1日から元のA社で勤務し、同年6月からの標準報酬月額は14万2,000円となっているが、申立期間の標準報酬月額は8万円となっており、その後の50年8月からは19万円となっている。勤務形態に何の変化も無く、申立期間の標準報酬月額が当時の収入と比較して大幅に低額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における申立期間の標準報酬月額が大幅に低額となっている。」と主張している。

しかしながら、A社は、同事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を添付して、「当社に保管されているのは添付の資料のみである。」と回答しており、当該台帳によれば、申立期間である昭和49年10月1日の標準報酬月額は「80,000」、等級は「20」との記載が確認でき、8万円は申立人に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録とも一致する。

また、A社に係る被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 24 日から 47 年 1 月 28 日まで

私は、申立期間については臨時補充員として、A社に勤務したが、年金記録が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る人事記録により、申立人が申立期間において臨時補充員としてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社人事部は、「当時の資料が保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用については不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 10 人に対して照会したところ、5 人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

さらに、A社に係る被保険者原票によると、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和46年3月頃にA社にB職として入社、47年1月頃に正社員となり、51年1月に退職するまで継続して勤務したが、正社員となった47年1月から同年3月までの期間について、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、当該期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「正社員となった昭和47年1月から同年3月までの期間について、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は所在不明であり、同社の解散時の代表取締役等に照会しても回答が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間及びその前後に被保険者資格の確認できる元従業員33人のうち、所在の判明した11人に照会したところ、3人から回答があったものの、3人とも「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述の元従業員の一人は、「私がA社に在職中は、従業員は150人ほどで推移していた。」と供述しているところ、同社の申立期間における厚生年金保険被保険者数は、22人又は23人であることが確認できる上、申立人が正社員であったと記憶する元同僚二人（申立人は、姓のみの記憶。）について、同社に係る被保険者名簿によると、そのうち一人は申立期間において被保険者

記録が確認できるものの、他の一人は同記録が確認できないことから、同社では、申立期間当時、全ての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間において、A社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日まで

私は、平成 19 年 4 月から同年 11 月までの社会保険料と社会保険労務士に対する手数料との合計額 23 万 1,137 円を A 社に支払った。申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社発行の請求書及び領収書によると、申立人は、申立期間後の平成 19 年 12 月 13 日に、申立期間を含む同年 4 月から同年 11 月までの 8 か月分の社会保険料等として、23 万 1,137 円を同社に支払っていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録、並びに申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届等によると、申立人は、当初、申立期間について厚生年金保険被保険者として記録されていたことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の被保険者記録は、平成 20 年 6 月 27 日付けで、資格取得日まで遡及して取り消されていることが確認できる。

また、当該遡及取消処理について、当時の B 社会保険事務所（当時）の担当者は、「事業所調査の実施により、申立人が、A 社において、被用者として常勤で勤務していたことが確認できないため、同社に対して申立人に係る被保険者資格の取消届の提出を指導した。」と回答している。

さらに、A 社は、「申立人は、当社の従業員ではなかった。申立人から、年金受給には、加入期間が足りないので、名前を貸してほしいとの依頼を受け厚生年金保険の被保険者資格を取得させたが、社会保険事務所（当時）の調査の結果、その記録が取り消されることになった。」と回答しており、申立人に係

る健康保険厚生年金保険被保険者資格取消届（資格取得届を使用）により、平成 20 年 6 月 25 日に同社から当該取消届が提出されたことが確認できる。

加えて、厚生年金保険法第 13 条によると、被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日に、被保険者の資格を取得する旨規定しているところ、申立人の住所地である C 町役場においても、A 社に係る申立人の平成 20 年度（19 年分）の給与支払報告書は見当たらず、申立人に対して同社から給与が支払われていた事実を確認できない上、申立人自身も、「同社には平成 16 年頃から働いていたが、社員ではなく、請負だった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4549 (事案 3156 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月6日から同年8月31日まで

今回、申立期間について厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできないとの通知を受けたが、私は、昭和20年3月に高校を卒業後、A社B支店（現在は、C社D支店）に入社し、終戦の同年8月末に同社を退職したにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。後に私が勤務したE社が作成した履歴書及び同支店に在籍中の写真の写しを提出するので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社B支店に勤務していたことは推認されるものの、i) C社D支店は、「申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等の関係資料が現存していないため、不明である。」と回答している上、申立期間において、A社で厚生年金保険の被保険者であった元従業員27人のうち、所在が確認できた18人に対し照会したところ、12人から回答があり、そのうち11人は、「申立人のことを記憶していない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 上記の申立期間当時の元従業員のうち4人は、「自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に1年前後のずれがある。」と供述している上、申立人と同じ高校を卒業して同時期に申立事業所に勤務したとする同僚二人についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、E社が作成した人事記録及びA社B支店に在籍中の撮影であるとする写真の写しを新たな資料として提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が提出している新たな資料は、申立人のA社B支店における勤務実態に関するものであり、当該資料は、申立期間において、厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる資料とは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人から提出された新たな資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情・情報とは認められず、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 9 月頃まで
② 昭和 42 年 1 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 22 日から 45 年 1 月 26 日まで

私は、実兄の紹介で昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 9 月頃まで A 社に勤務し、その後、再度、42 年 1 月 26 日から 45 年 7 月 26 日まで同社に勤務しているが、申立期間の被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「実兄の紹介を受けて昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 9 月頃まで A 社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 2 月 1 日であり、申立期間①は同社が適用事業所となる前の期間である。

また、A 社は既に解散し、事業主は死亡している上、申立期間当時の元役員二人（いずれも当該事業主の親族）に照会したものの回答が得られないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 41 年 2 月 1 日、以下「新適日」という。）に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうち、連絡先が判明した 4 人（上記の元役員二人及び申立人が記憶する元同僚一人を含む。）に照会したものの、唯一回答が得られた元従業員は、「申立人の名前は覚えているが、申立人の勤務期間は分からない。」と供述している上、申立人は、「同社への勤務を紹介してくれた実兄は亡くなった。」と供述しており、申立人が申立期間①に同社において勤務していたことを裏付ける証言が得られない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人に係る申立期間①の被保険者記録は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「昭和42年1月26日から45年7月26日までA社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、上記のとおり、A社は既に解散し、事業主は死亡している上、申立期間当時の元役員二人に照会したものの回答が得られないため、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、A社において、申立期間②又は③に被保険者記録を有し、連絡先が判明した13人（同社の新適日に資格を取得した上記の4人を含む。）に照会したところ、回答のあった5人のうち2人（上記の4人のうち唯一回答のあった一人を含む。）が申立人を記憶していたものの、当該2人から申立人が申立期間②及び③において勤務していたことを裏付ける証言が得られない。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、A社において、昭和42年6月1日に資格を取得し44年4月21日に離職したとする記録、及び45年1月26日に資格を取得し同年7月25日に離職したとする記録が確認でき、いずれも厚生年金保険のオンライン記録と一致する。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の2回の被保険者期間に係る資格取得日及び資格喪失日はいずれもオンライン記録と一致する上、申立期間③中の昭和44年5月に健康保険証を返納したことを示す「証返納済」の記載が確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。